

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名: 藤枝市長、藤枝市教育委員会、藤枝市議会議長、藤枝市選挙管理委員会、藤枝市代表監査委員、藤枝市公平委員会、藤枝市農業委員会、藤枝市固定資産評価審査委員会委員長

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	87.3	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	76.8	%
全職員	56.1	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	99.5	%
本庁課長相当職	96.8	%
本庁課長補佐相当職	95.6	%
本庁係長相当職	95.2	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	95.1	%
31～35年	95.7	%
26～30年	95.2	%
21～25年	87.2	%
16～20年	82.1	%
11～15年	87.3	%
6～10年	87.6	%
1～5年	92.4	%

【説明欄】

・男性は世帯主が多いため、扶養手当や住居手当の受給者数が多いことから、1人当たりの基本給与が多い傾向が見られる。
・また、1人当たりの時間外勤務手当も男性の方が高い傾向が見られることから差異に表れている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。